

# NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2026年2月2日

各位

みずほ銀行にて無配当変額個人年金保険（年金原資保証・V型）  
販売名称『セキュアフライト』の販売を開始

## セキュアフライト

無配当変額個人年金保険（年金原資保証・V型）

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：森中 哉也、以下「当社」）は、2026年2月2日より、株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦）において、『無配当変額個人年金保険（年金原資保証・V型）販売名称「セキュアフライト」』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「セキュアフライト」は、一時払保険料の全部を特別勘定で運用し、運用期間満了となる10年後に年金原資について基本保険金額（一時払保険料相当額）を100%最低保証することで、「成長への期待」と「元本割れへの不安軽減」を両立させた変額個人年金保険です。市場環境に応じて投資比率の調整を行なう運用手法を採用し、シンプルな設計でありながら、安定性と成長性のバランスを兼ね備えています。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

### 1. 販売商品

無配当変額個人年金保険（年金原資保証・V型）  
販売名称『セキュアフライト』

### 2. 販売開始日

2026年2月2日

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 mail : [koho@tdf-life.co.jp](mailto:koho@tdf-life.co.jp)

さあ、保険の新次元へ。

**T&D** 保険グループ

## I セキュアフライトの主な特徴

### Point 1 年金原資保証

運用期間満了時に年金原資は基本保険金額（一時払保険料相当額）を100%最低保証

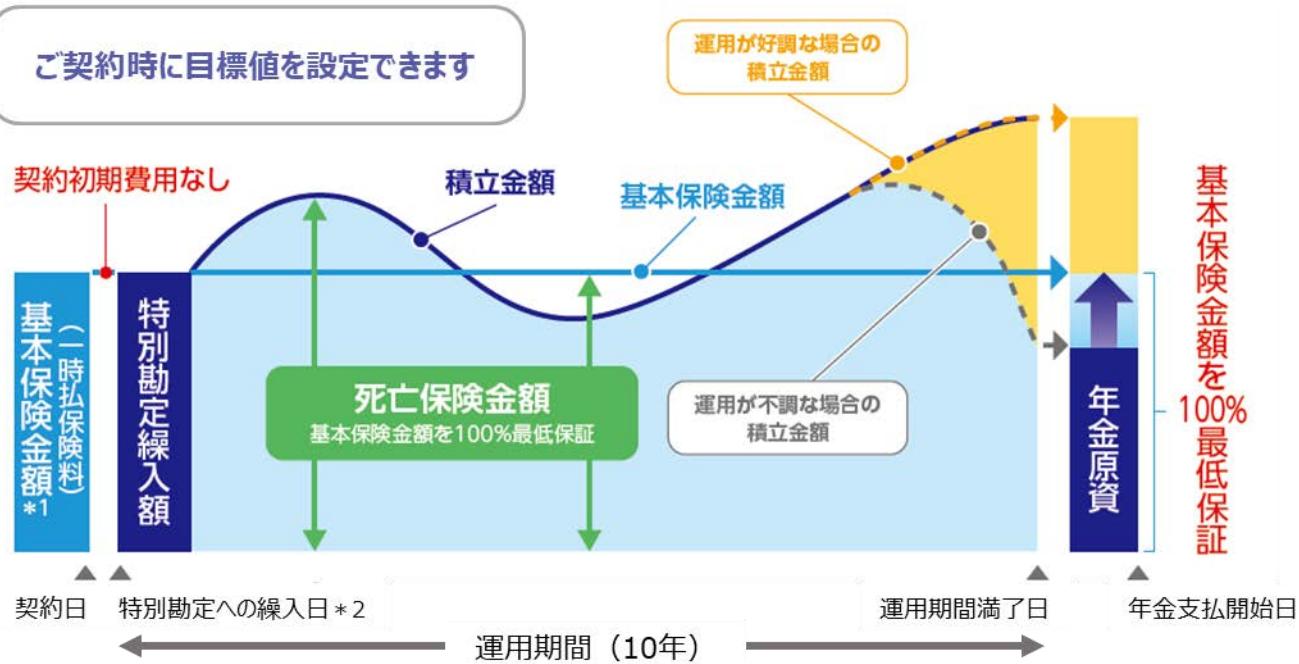
### Point 2 運用期間と受取方法

運用期間は10年。運用期間満了後は年金として受け取れます

### Point 3 特別勘定

運用期間中は、一時払保険料の全部を特別勘定で運用します

#### 仕組図（イメージ）



※仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

## II 特別勘定

- 一時払保険料の全部を特別勘定で運用します。
- 特別勘定では、成長が期待できる米国株式のリターンを狙います。

特別勘定名称	米国株式VT5.0
投資信託名	Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド(適格機関投資家限定私募)
運用会社名	ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

### ●特別勘定の特色

1. 特別勘定は、投資信託で運用します。
  2. 投資信託は、[参照戦略](#)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 参照戦略（Nasdaq-100 VT5.0 VA 戦略）について

- 投資対象は「Nasdaq-100 指数」のみです。
- 投資対象への投資配分比率の調整を機動的に行ない、戦略の年間変動率（ボラティリティ）を目標とする年間5%程度にコントロールすることを目指す戦略です。
- 戦略のリターンには、日本円の短期金利相当が加算されます。

## III 取扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	確定年金  年金原資確保型 終身年金	20~75 歳  30~75 歳
基本保険金額 (一時払保険料)		300 万円以上、9億円以下 (1,000 円単位) *1
保険料払込方法		一時払
運用期間		10 年
付加できる主な特約		終身保険移行特約、目標値到達時終身保険移行特約、 年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、 指定代理請求特約
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回 またはご契約の解除）の対象

\*1 同一の被保険者について、基本保険金額（一時払保険料）はこの保険（既に加入されているこの保険を含みます）と、当社所定の保険を通算して10億円を超えることはできません。

◇ この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

項目	費用																								
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用 ご契約時にご負担いただく費用はありません。																								
運用期間中	保険関係費用 年率 2.50% 【積立金額に対して、保険関係費用（年率）／365 を毎日控除】																								
	運用に関する費用 <sup>*1</sup> 年率 0.088%（税抜 0.080%） 【特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用（年率）／365 を毎日控除】																								
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要な費用 運用期間中に解約または減額される際には、積立金額（減額については積立金額の減額部分）に対して、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 <table border="1"> <tr> <td>経過年数</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 2年未満</td> <td>2年以上 3年未満</td> <td>3年以上 4年未満</td> <td>4年以上 5年未満</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>5.00%</td> <td>4.50%</td> <td>4.00%</td> <td>3.50%</td> <td>3.00%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>経過年数</td> <td>5年以上 6年未満</td> <td>6年以上 7年未満</td> <td>7年以上 8年未満</td> <td>8年以上 9年未満</td> <td>9年以上 10年未満</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>2.50%</td> <td>2.00%</td> <td>1.50%</td> <td>1.00%</td> <td>0.50%</td> </tr> </table> ※運用期間満了時には、解約控除率はかかりません。	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	解約控除率	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満																				
解約控除率	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%																				
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満																				
解約控除率	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%																				
年金支払開始日以後	年金の支払管理等に必要な費用 年金額に対して 1.0% <sup>*2</sup> (年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します) <sup>*3</sup>																								

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。また、特別勘定にて利用する投資信託が投資対象とする戦略連動債において、参照する指標の計算・公表・その他の運営に係る費用として、指標値に対して年率 0.5%の戦略手数料が控除されます。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

\*2 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

\*3 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

- 確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額
- 年金原資確保型終身年金の場合：年金原資保証期間の最終年の年金額

◇この保険のリスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額個人年金保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は、主に戦略連動債に投資をする投資信託を通じて行なわれ、投資信託は参考戦略の動きに連動する投資成果を目指します。参考戦略は、株価などの変動の影響を受け、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は、参考戦略の動きに応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。

この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。